

# 近世における女手形の発行と高田藩

—— 関川関所を中心に ——

浅倉 有子\*

(平成15年4月30日受付；平成15年6月16日受理)

## 要 旨

本論は、越後高田藩主が固有の役として担当していた関川関所の女手形の発行について、手形発行のプロセスと女性の通関の実態の一端を明らかにするとともに、手形の発行をめぐる一件から、手形に表記された女性の概念を検討し、当時の文化及び風俗をめぐる意識・観念のずれを指摘し、さらに被差別民に対する手形発行の問題について検討する。

## KEY WORDS

the Sekikawa Regional Gateway 関川関所 the Takada Han 高田藩  
documents for women to pass through a regional gateway 女手形  
the Sakakibara family 榊原家 women 女 girls 少女  
people who were socially discriminated against 被差別民

## 1 はじめに

高田藩主となる大名は、その領知に附属した役として、北国街道に設けられた関川関所（現新潟県中頸城郡妙高高原町）と北陸道の鉢崎関所（現柏崎市）の管理と警備を担当し、さらに文化6年（1809）以降は、市振関所（現西頸城郡青海町）も管轄した。

このうち関川関所は信越の国境に位置し、江戸からみると上野国の碓氷関所（現群馬県碓氷郡松井田町）と連絡する重要な関所であった。また鉢崎関所は、日本海に面した藩境に、市振関所は、越中・越後の国境に位置し、姫川を隔てて金沢藩の支藩富山藩の境関所（現富山県下新川郡朝日町）と対峙していた。

また高田藩主は、関所を通行する女性が必要とした女手形の発行に関する役務を担当した。近世においては、身分の上下を問わずに、女性が関所を通関するに際して、特定の発行者による女手形を関所に提出することが義務づけられていた。大名統制の手段として、江戸藩邸に居住することを強制されていた大名の妻子が、隠密裡に帰国することを防止するためである。一方男性の場合は、囚人や乱心、手負、死骸など常態でないものに限って、関所手形が必要とされた。

近世における女手形の発行に関する実証的な研究や、関川関所に関する個別研究は、必ずしも多くはない<sup>1)</sup>。女手形の問題は、これまで交通史のジャンルで扱われてきたが、本稿で述べるように、文化構造や身分の問題とも深く関わるものであり、多様な分析の可能性を有するもの

---

\* 社会系教育講座

である。とりわけジェンダー史の観点から読み解いていくことが、今後必要であろう。

本稿は、女手形に関する研究の初発として、寛保2年(1742)から廃藩置県に至るまで高田藩主であった榊原家を主な対象として、榊原家時代の関川関所に関する女手形発行の実務について史料に即して明らかにし、女性の通関の実態の一端をおさえた上で、女性の通関をめぐる一件について論じていく。本稿では、とくに断らない限り上越市立高田図書館所蔵の榊原家文書を史料として用いることにする。

## 2 女手形の発行とその実務

関川関所の設立は、近世初頭の慶長・元和年間(1596~1623)から寛永初年までの間と考えられている<sup>2)</sup>。榊原家時代には、禄高100~150石程度の藩士2名(上番)と足軽数人(下番)、関川村の百姓の妻から選ばれた人見女1名と、掃除人夫2・3名が常時詰めて関所業務を担った。また大名行列などの要用時に備えて、関所近隣の村々の者10名が郷足軽として任命されていた<sup>3)</sup>。

関川関所は参勤交代の北陸諸大名が通関したが、とりわけ加賀藩とその支藩である富山藩・大聖寺藩の前田家中の通行と、佐渡金山の金の輸送の処理が、業務の中心であった。女性の通行について厳しく改めたのも、前田家に対応するためであった。

高田藩主は、関川・市振・鉢崎・碓氷関所の女手形の発行を役務とし、4カ所の関所には手形と照合するため高田藩主の判鑑が保管されていた。以下、関川関所の女手形発行について、榊原家文書によってみていこう。次の史料は、安永5年(1776)のもので、幕府留守居役の依田政次の問い合わせに対する回答の一部である<sup>4)</sup>。

### 【史料1】

- 一、関川関所御留守居中様御手判ニ而無御座相通候女者、越後・加賀・能登・越中并高田領町在、或者他国之者茂断次第、高田を通関川御関所を出候者者、悉皆式部大輔証文ニ而通り申候、但、在府中身延山・善光寺・湯治、其外信州江立帰ニ相通候女者、家老共名印証文ニ而相通申候、行留り之分者、在府ニ而茂式部大輔証文ニ而相通申候  
(二ヶ条略)
- 一、上方筋より木曾通罷通候女者、京都御所司代より福島御証文御出し被成、右御関所ニ而書替手形を以関川御関所罷通申候
- 一、信州より入候女之儀茂、高井郡・水内郡・埴科郡、右三郡江手形者式部大輔指出申候  
(一五ヶ条略)
- 一、関川御関所通行之儀、江戸之方より入候時者、御留守居中様御証文、此方より出候時者式部大輔証文、上方辺より通候時者福島御関所書替手形ニ而相通申候、此外之御城主・御奉行役等之証文ニ而通行仕候儀、一切無御座候

関川関所の女手形は、江戸方面からの通関については幕府留守居役が発行し、高田方面からの通行に対しては高田藩主が発行した。すなわち越後・加賀・能登・越中と高田藩領内の者、あるいは他国者であっても高田城下を経由して関川関所を通関する者については、藩主が手形を発行したのである。また、信濃国のうち高井・水内・埴科3郡の女性については、慣例として

高田藩主が手形を発行した。藩主が在府中で不在の場合、身延山・善光寺への参詣や湯治等の一時的な旅行のために通関する女性については、高田藩家老が手形を発行したが、「行留り」として再び戻ってこない女性については、在府中であっても藩主が手形を交付した。また、上方から木曾福島関所（現長野県木曾郡木曾福島町）を通過して関川関所を通関する女性は、京都所司代が発行した手形をもって福島関所を通関し、そこで書替証文を得て関川関所を通関した。幕府留守居役と高田藩主発行の女手形、福島関所の書替証文以外に、関川関所を通行できる手形は存在しなかった。

手形発行の願書は、大名家などの場合、「松平日向守様より関川・碓氷 御手判相願候御使者御証文并御添翰御到来」<sup>9)</sup>のように、使者や飛脚などによって直接に榊原家へもたらされた。それ以外の百姓や町人などの願書は、高田の町方から町奉行へ提出された。日々提出されるこれらの願書に、藩主は「御公用御勤之儀故、御大中老并諸役人御目見御受被遊候儘、御袴御着用ニ而御印形被遊候」<sup>6)</sup>と、重臣の引見を行った後で、威儀を正して、印形をすえたのである。

ただし、高田の町方ではなく領奉行配下の大仲使が、願書を取り次ぐ場合があった。「穢多共之妻善光寺等江仏詣之節、高田呉服町ニ罷在候大仲使共証文指出之手判出申候」<sup>7)</sup>と、領内の被差別民の妻女たちが善光寺参詣などのために通関する時は、土木工事の人足の差配や被差別民の監督を任務とする大仲使が願書を取り次いだのである。

それでは、榊原家や幕府留守居役の手形によって、どれだけの人数の女性に関川関所を通関したのであろうか。「記録便覧」等には、「当所中嶋町吉兵衛娘ふよ、年式拾四ニ罷成候者、病身ニ御座候ニ付、女子連御座候故、信州渋へ湯治仕度、当月（延享3年〈1746〉8月）十七日高田呉服町旅籠屋伊右衛門と申者相頼、関川御関所通証文頂戴仕」<sup>8)</sup>と信濃の渋温泉への湯治のために関所手形を申請する女性や、「瑞泉寺養女信州江縁付ニ付、関川御関所通証文願」<sup>9)</sup>など結婚のために通関する女性、あるいは逆に「信州高井郡小布施村之女共四人五智仏詣仕候ニ付、関川御関所往來通御証文先月（寛政12年〈1800〉8月）五日下午小町直太郎御願申上」<sup>10)</sup>と、信濃から五智国分寺への参詣のために手形を申請する女性たちが見える。渋温泉や野沢温泉への湯治は、高田に住む武家や庶民にとっての楽しみの一つであり<sup>11)</sup>、また五智国分寺は十辺舎一九の「金草鞋」<sup>12)</sup>にも見える観光名所であった。関川関所を通関する女性たちは、相当数にのぼったものと推測される。

残念ながら、高田藩主が発行した手形の総数やそれによって関所を通関した女性の人数・内訳については、史料上の制約により明らかにすることはできない。しかしながら、幕府留守居役発行の手形によって通関したものについては、8年分であるが史料が残されている<sup>13)</sup>ので、わずかながらも把握することが可能である。榊原家をはじめ高田藩主は、毎年末にその年に関川関所で受け取った留守居の手形を、再利用を防止するために印鑑を抹消した上で返却し、あわせて通関者を集計して幕府に報告することが義務づけられていた。幕府側では発行した手形の控えと突き合わせ、遺漏がないかを確認したのである。以下の史料は、宝暦3年（1753）分の集計簿の一部である。

## 【史料2】

西（宝暦三年）四月・八月分

一、御手形拾弍枚

御当番 河野豊前守様

内 壹枚

松平加賀守殿就病死遺骸棺入之御手形分

## 此女数貳拾四人

## 此訊

拾四人	女
壹人	髪切
六人	小女
貳人	尼
壹人	左之方耳之下出来物之跡有之女
拾挺	右之乗物

宝暦3年4月と8月の月番の留守居役は河野通喬で、合計12枚の関川関所の通行手形を発行した。このうち1枚は、4月に病死した加賀藩主前田重熙の遺骸を国元に運ぶための手形で、残りの11枚が女手形であった。女手形で通関した女性は合わせて24名で、内14名が成人女性を示す「女」、1人が「髪切」、6人が「小女」、2人が「尼」と表記されている。これらの概念については、後述する。さらにもう1人が左耳の下に出来物の跡が残っている女で、彼女たちが利用した乗り物は合計10挺であった。

表1は、集計簿が現存している8年分について、女手形の総数と通関した女性の人数・内訳を示したものである。

(表1)

	女手形数(枚)	通関女性(人)	成人女性(人)	尼(人)	髪切(人)	小女(人)	その他(人)	乗物(挺)
宝暦3年(1753)	18	53	35	2	2	12	2	31
文化6年(1809)	23	54	30	2	3	17	1	25
天保元年(1830)	17	48	40		2	6		17
天保13年(1842)	23	54	36		4	14		21
嘉永3年(1850)	10	23	20			2	1	11
万延元年(1860)	11	17	13			3	1	6
文久3年(1863)	9	158	142		16			58
元治元年(1864)	10	37	24	1	1	11		30

宝暦3年から天保13年については、留守居発行の手形は17~23枚で、これらによって通関した女性は、50名内外に及んでいる。18世紀後半から19世紀前半は、毎年20枚程度の手形が留守居から発行され、50名ほどの女性が通関したとおおよそ考えることができよう。その後幕末になると、手形発行枚数、通関女性数ともに減少する。文久3年(1863)に158名もの女性が通関するのは、前年に参勤交代の制度が改められ、大名の妻子の帰国が許されたことの反映と考えられる。

## 3 女手形とその概念

それでは、関所手形・女手形とはどのようなものであろうか。史料3として、元禄10年(1697)

に幕府により通達され、その後も手形の形式の基本となったものを以下に掲げる。

## 【史料3】

## 関所手形可書載覚

仮令者女子上下何人之内

- |    |      |  |
|----|------|--|
| 一、 | 乗物何挺 |  |
| 一、 | 禪尼   | 是ハよき人の後室、又ハ姉妹などの髪剃りたるを云  |
| 一、 | 尼    | 是ハ普通之女髪剃りたるを云  |
| 一、 | 比丘尼  | 是ハ伊勢上人・善光寺上人などの弟子、又ハよき人の召仕ニ有、<br>其外熊野比丘尼等なり  |
| 一、 | 髪切   | 是ハ髪之長短によらず、少切候共、又ハ中はさみ、出来物之上な<br>とはさみ候者何茂髪切也、煩ぬけ髪はへそろハさるハ髪切ニ而無<br>之、但、是も髪を切候と相見へ候ハ、髪切也 |
| 一、 | 小女   | 是ハ当歳より振袖の内小女たるへし、乍然振袖之躰不審有之ハ可<br>改之、但、小女之内尼・かふろ・髪切などは不及改之                              |
| 一、 | 乱心   | 男女共  |
| 一、 | 手負   | 男女共  |
| 一、 | 囚人   | 男女共  |
| 一、 | 首    | 男女共  |
| 一、 | 死骸   | 男女共  |

右之通手形ニ可書載之、不審躰於有之者可改、此外ハ不及改之、但、欠落等之者有之節ハ、此方書付可遣候間、隨其趣可改之、次ニ当月之日付ニて来月晦日迄者可通之、其日限より及延引者不可相通、女路次ニて煩、又ハ相果、手形より不足之分ハ其断聞届可通之、勿論多者不可通之者也

元禄十丑年九月七日

長門守  
主計頭  
丹波守  
河内守  
玄蕃頭

関川御関所人改中

14)

右に示したように、関所手形には通関する女性個々人について名前や年齢、身分等が個別に記載されるものではなく、一行の総人数と内訳の人数が記載されるというものであった。内訳には、「女」と表記される成人女性の他に、貴人の後室や姉妹で剃髪している「禪尼」、剃髪している一般の女性「尼」、伊勢の慶光院・善光寺上人等の弟子や貴人の召使、熊野比丘尼などを示す「比丘尼」、髪之長さに関係なく揃えて切っている「髪切」<sup>15)</sup>、その年に生まれた女兒から振り袖を着ている少女までを指す「小女」、さらに男女を限らない「乱心」、「手負」、「囚人」、「首」、「死骸」と、貴人女性らが利用する輿や駕籠等の「乗物」があり、それぞれ人数・挺数が記載された。すなわち、手形に記載されるのは、当該女性の髪型や服装など、可視的に身分階層や年齢を表象するものであった。

寛政8年、従来「万石以上、其外布衣以上、御役人・寄合」といった身分を手形に記さなかった前例を改め、「誰母、誰妻、或ハ召仕」といった身分を手形に記すことが求められるようになった<sup>16)</sup>。しかし後述するように、「松平日向守家来中村惣八与申者之母、同妻、同娘共并下女」<sup>17)</sup>という表記であり、個々人の名や年齢が記載されることはなかった。

なお、通関にあたっては、大名の内室・息女や召使など乗物を利用している女性については、付き添いの武士に依頼して乗り物の戸を開けさせ、人見女が改めたという<sup>18)</sup>。しかし、天保2年(1831)に加賀藩主前田斉泰の妹が出府するために関川関所を通関した際には、「御乗輿之内改ニ不及」<sup>19)</sup>と、輿の扉が開けられないなど、例外も存在した。また、大名の息女などが本陣内での改めを望んだ場合、そのように対処された<sup>20)</sup>。一般の女性で駕籠を利用している者については、上番の「面番」の上で人見女が乗り物の蔭で改め、徒歩の女性については下番が式台で改めた。

それでは、手形の記載と実際の通行者が異なる人物と判断された時は、どのような措置がとられたのであろうか。

文政8年(1825)5月下旬、糸魚川藩家中の中村惣八の一行28名が、国元から江戸へ向かった。一行の内5名が、中村惣八の母・妻子と下女で、榊原政令発行の女手形を持っていた。同月28日、一行は関川関所を無事に通過したが、その後碓井関所の通関を許されず、関所手前の坂本宿(松井田町)に留まることになった。女手形の表記と実際の通関者の不一致が問題とされたためである<sup>21)</sup>。

一行が持っていた手形は以下のようなものであった。

#### 【史料4】

女上下五人、乗物四挺、従越後国糸魚川江戸迄相越候、関川関所無相違可通候、是者松平日向守殿家来中村惣八与申者之母、同妻、同娘共并下女之由、日向守殿依断如此候、以上

文政八年西五月十七日 御名

関川 女改人

碓井関所宛の手形も同文である。

関川関所が通関できたのに、なぜ碓井関所では通関が許されなかったのであろうか。碓井関所では、中村惣八の2人の娘は「小女」とされるべきなのに、手形に成人女性を意味する「女」と記載されていたとして問題になったのである。糸魚川藩主松平直益の依頼状には、「女上下五人、乗物四挺」とあり、「小女」は含まれていなかった。しかし、坂本宿に留められた中村惣八の知らせにより、当初の手形の返還と、再度の女手形の交付を申請する使者が、高田に派遣された。使者が持参した松平直益の書状には、「先達而差進候節、内小女式人落字ニ付」と、最初の申請に「小女」が「落字」していたとあり、使者は申請時に「不行届」があったと述べた。それに対して、6月6日付けで「女上下五人内小女式人、乗物四挺」と記した手形が再交付され、中村惣八一行は無事に碓井関所を通過して、江戸へ向かったのである。

しかしその後、碓井関所が通行を不可としたのに対し、一行を支障なく通関させた関川関所の判断が問題とされた。碓井関所は、当初の手形に「中村惣八与申者之母、同妻、同娘共」と、「娘共」が成人女性を意味する「女」に含まれていたことに疑義を呈した。碓井関所の判断で

は、「娘与有之時者小女之御届ニ而宜由」と、娘は「小女」であるというものであった。

関川関所で中村惣八一行に対応したのは、同宿の本陣であり問屋を兼帯した大石彦四郎の息子九八郎と人見女の「りせ」であった。彦四郎は、荒井村（現新井市）の訴訟の処理のために高田へ出張中であった。中村惣八一行28名は、5月27日の暮に関川に到着し、一行の内主人とその家族を含む9名が大石家に宿泊した。主人の中村惣八は大病の様子で、家臣の斉藤伴右衛門が万事対応したという。

#### 【史料5】

(前略)、御関所江 御証文差出呉候様ニと則写を被為見候ニ付、若又 御証文御間違ニ者無御座候哉、中村惣八妻、娘共、下女与有之候得者、御娘子者小女ニ者無御座候哉之旨御咄申候処、其節伴右衛門殿被申聞候者、御証文之儀少も間違無之、江戸屋敷留守居より再応御掛合之上頂戴致候得ハ間違之筋者無之、乍去女と申者如何様之形ニ有之候哉、又小女与申者如何様之姿ニ候哉之旨相尋候ニ付、私相答候ハ、女与申者眉毛無之、鉄漿附、袖留、小女之儀眉毛有之、白歯ニ而、振袖を着し申候、若 御証文ニ相振候得者、御取次致かたく候、御娘子ニ為引合呉候様申上之候処、唯今娘共者惣八看病致居候ニ付引合ニ不及、御証文通り少も間違無之旨強而伴右衛門殿被申之候付、御武家方之儀、彼は御尋茂難申上、其儘御関所江罷越、御証文差出候（以下略）

右の史料には、注目すべき認識が認められる。娘＝「小女」ではないかという大石九八郎の問いかけに対して、斉藤伴右衛門は、それなら「女」とはどのようなもので、また「小女」とはどのような姿のものかと問い返したのである。九八郎は、「女」とは眉毛がなく、お歯黒をし、かつ袖留をしている者を指し、「小女」が眉毛があって、白い歯で、振り袖を着用している者を指すと答えている。

眉剃りとお歯黒、および振り袖を縮めて普通の袖の長さに改める袖留は、近世において、武家や百姓・町人などの身分の違いを問わず、女性の間で広く行われていた慣行で、とくに元服（成女式）や結婚といった通過儀礼と深く結びついて、成人、または既婚女性としての社会的地位を表象する役割をもっていたとされる<sup>22)</sup>。

しかし、これらの展開の仕方は一様ではなかった。嘉永6年(1853)成立の「守貞漫稿」<sup>23)</sup>は、お歯黒、眉剃り、及び髪型について詳しく解説している。同書によれば、お歯黒は本来嫁ぐ時に行われるものなのに、民間ではそれが守られていないとする。たとえば、京都や大坂では、未婚・既婚に関わらず20歳くらいでお歯黒をし、江戸では20歳前でも行う。また京坂では、既婚者であっても21,2歳以下の女性は、娘時代と同じ島田髷を結び、妊娠5カ月くらいになってから、丸髷を結って眉を剃る。江戸では、未婚・既婚を問わず、お歯黒をするものは、丸髷にして眉を剃るのが普通である。新婚の武家女性は、歯を染めて丸髷とするが、眉を剃るのは23,4歳になってからである。新婦と共に婚家におもむく武家の下女は、未婚であっても眉を剃って丸髷を結う。他方、吉原の遊女は、髪を島田に結ってお歯黒をするという。このように、お歯黒、眉剃り、髪型は、通過儀礼と深く結びつきながらも、その展開は身分や地域によって不均等なものであった。

陸奥や出羽、あるいは九州の長崎や平戸、柳川などの女性は、結婚しても眉を落とさないのが一般的であった。また会津の女性が、眉を剃らずにお歯黒もしていないという記録もある<sup>24)</sup>。

鈴木牧之は、信越国境の秋山郷で出会った30歳くらいの美女が、お歯黒をしていない白い歯であったと記している<sup>25)</sup>。陸奥盛岡藩主の南部利敬は、文化5年(1808)に「諸国一統」の風儀である眉剃りを領内の女性に強制しようとするが、スムーズに進展しなかったという<sup>26)</sup>。

現実には、上記のように眉剃りやお歯黒の展開には地域性があった。しかし、関所通行においては地域の個性は無視され、「女」=眉剃り・お歯黒・袖留、「小女」=眉毛・白い歯・振り袖と一律の基準が適用されたのである。

この一件について、人見女の「りせ」は、乗物4挺が関所前に置かれたので、「右乗物之内銘々相改候処、四人共鉄漿附、袖留与見受候ニ付、女四人改相違無之旨」と、4人ともお歯黒をして袖留であったので、「女」と判断したと証言している。しかしながら、碓氷関所で「御証文与齟齬仕候ニ付被差留、御証文御願直ニ相成候上者、四人共鉄漿附、袖留ニ無之、小女式人有之候を不殘鉄漿附・袖留与見届、女改相違之無段、殊ニ眉毛有無駢与相改不申」と、碓氷関所で通関を拒否され、女手形が再発行される事態となったからには、「鉄漿附・袖留」と見た自分の判断が誤っており、しかも眉毛の有無を十分に確認しなかったとして、落ち度を認めた。

しかし、「りせ」の証言通りなら、中村惣八の2人の娘は、袖を縮めた着物を着用し、お歯黒をしていたことになる。また「りせ」が、眉の有無を問題としていることから、関川関所の女改めは、通関女性の実態を重視したものであったことがうかがえる。一方、碓氷関所では、「御証文二者娘与有之時者小女之御届ニ而宜由」と、女手形に「娘共」と続柄が記されているので、小女の表記が妥当であるというものであった。関川関所と碓氷関所の判断の齟齬の原因は、実態を重視するのか、実態よりも手形の表記を重視するのかの相違であったと考えることができよう。その背景には、前述のように、既婚女性を示すとされる文化的な表象の展開が一様でないという実態があった。したがって、そのような事情をふまえて、女手形に「鉄漿付小女」<sup>27)</sup>と、少女でありながら既婚女性の証であるお歯黒をしている者、と表記される場合もあったのである。この一件のように、実際の通関者と手形の齟齬は、しばしば問題となった。

前述のように、盛岡藩では文化年間に藩主が眉剃りを領内の女性に強制した。しかし、参勤交代の夫や息子に付いて江戸へ赴く女性たちは眉を剃ったが、国詰めの侍の妻や領民の多くはこれを拒否したという。眉剃りは、これまで江戸の風俗を見習ったものと考えられてきた。しかし、関所の通関と女手形という制度もまた、規範化され「正統」化された文化の体系を強制する装置の一端を担い、参勤交代などを通じてそれらを浸透させる役割を果たしていたのである。

なお上記の一件により、九八郎は20日間の「押込」、「りせ」が過料2貫文、関所役人の倉地志摩と鯨島四郎三郎が知行10石の召上と閉門の処罰を受けた。

#### 4 女手形と身分

ここでは、天保14年(1843)に江戸町奉行鳥居耀藏から身柄を引き渡され、翌15年高田へ送還されることになった女性の問題を取り上げることで、手形発行と身分差別について考えてい<sup>28)</sup>。

今町(現上越市直江津地区)出生の「かつ」と称する女性は、かねてから長兄富吉と不仲で、18歳となった天保11年に高柳村(現新井市)の親類宅に数日滞在した後、そのまま欠落して江戸へ向かったという。江戸では、浅草などに入入りしていたところ、町奉行配下の者に捕縛さ



れ、犯罪歴がなかったことから本国へ送還されることになったのである。天保14年3月、天保改革の一環として、江戸の別人別改めを強化して、出稼ぎなどで新規に江戸に居つくことを阻止しようとする人返しの法が実施にうつされたが、「かつ」もこの対象となったものと考えられる。しかし、吟味の過程で、今町出生の「かつ」と称する女性が、実は高田城下に居住していた被差別民の女性で、実名が「しよの」であることが判明した。

「しよの」は、高田城下北端の西村町出身の女性と考えられる。西村町は、天保9年(1838)の調査によると、戸数183戸、人口776名を抱える越後最大の被差別部落であった<sup>29)</sup>。同町は「高田御城附」の穢多として位置づけられ、村に居住する「在穢多」と区別して把握された。「在穢多」が大肝煎の統制下に置かれたのに対し、西村町は領奉行配下の大仲使の支配を受けた。

西村町は、その立地から塩の抜け荷を取り締まる番役が課せられていた。また、牢屋の下番や行刑役の執行、盗賊の捕縛など下級の警察権に関わる役を負担した。行刑役の執行の反対給付として、領内の死牛馬の落皮取得権が与えられたので、町内では、太鼓、雪駄、三味線などの皮革製造が行われ、近世後期には経済的な階層差を生じさせたという。さらに市場や葬礼の場、祝儀のある家に入出入りをして、代償として「庭銭」を徴収する権利を有していた。前述の「しよの」は、この西村町から欠落し、身元を隠して江戸で生活していたのである。

さて「しよの」は、関川関所や碓氷関所を通関することなく江戸へ到着し、生活を営んでいた。すなわち、正規の街道を通行する以外のルートが存在したことになり、興味深い。「しよの」の一件が記された「御関所御別記」第7巻には、彼女が江戸へ入ったルートが幕府当局者に問題視された様子はない。しかし幕府の裁定によって国元送還を命じられたことで、関川関所を通関する正規の女手形が必要となったのである。

高田藩領の被差別民の女性が、関川関所の女手形を発行された前例はあった。前述のように、「穢多共之妻善光寺等江仏詣之節、高田呉服町ニ罷在候大仲使共証文指出之手判出申<sup>30)</sup>と、高田藩領から善光寺等へ仏詣に出かける被差別民の女性に、高田藩主は女手形を交付していた。しかし「しよの」の場合は、江戸から高田へ向かうものであり、手形発行は幕府留守居の管轄であった。榊原家は、被差別民の女手形を留守居に申請した経験がなく、手形発行が「平人と差別」されるのどうか判断できなかった。

高田藩江戸藩邸の書物役市川与右衛門らからの問い合わせに対して、幕府留守居役の石河貞大の用人高木藤太は、「穢多之儀者浅草弾左衛門手下之者ニ付、同人より御手判相願通行いたし候儀ニ而、仮令御在所之内ニ罷在候穢多ニ而も、矢張弾左衛門手下之者ニ付」と回答した。江戸浅草に居住する穢多頭弾左衛門の取り次ぎによって、手形を申請するのが妥当であるという判断である。弾左衛門は、水戸藩領などを除く関八州と伊豆国、及び甲斐・駿河・陸奥の一部の穢多と非人、猿飼を支配した穢多頭で、絶大な権限を有していた。

しかしその後、「越後御領分穢多共儀者浅草弾左衛門之手下ニ而者無之由、別派之由」と、高田藩領の被差別民は弾左衛門の配下ではなく、「別派」であることが確認された。石河貞大の手元には、「別派」の被差別民に手形を交付した先例が見あたらず、その指示に従って、高田藩は、弾左衛門の配下ではなくとも、手形申請を弾左衛門に依頼できるのか、あるいは「御領分之者故、百姓・町人等之女等」が引き渡される時と同様の手続きでよいのかを、弾左衛門の手代に問い合わせた。手代清右衛門の回答は、「支配外之者ハ取扱不仕候様ニ奉存候」というもので、清右衛門から紹介された新町の公事宿上総屋次右衛門も同様の認識であった。さらに次右衛門は、自身が関わった弾左衛門の支配外の被差別民に対する手形発行の先例を示した。天保10年、

駿河国富士郡宮崎村（現静岡市）の番非人卯兵衛の後家「のよ」が、近村の百姓の変死事件の参考人として幕府寺社奉行の吟味を受けるため出府した。帰村には箱根関所の手形が必要であり、付添の村役人が寺社奉行に願い出て発行されたという。同じく越後国蒲原郡名喜村の番非人源次右衛門の妻「はる」と母「そよ」が寺社奉行の吟味を受けたときも、同様の手続きで手形が申請された。幕府の奉行から呼び出され吟味を受けた時には、付き添いの村役人が担当の奉行に申請し、その奉行から留守居役に依頼するのが通例で、この手続きは被差別民も百姓・町人も同一であったと考えられる。

この結果を受けて高田藩が、石河の用人らに指示された手形の書式は以下のようなものであった。

#### 【史料6】

女宍人、從江戸越後国高田迄差遣申候、碓氷・関川兩御関所無相違罷通候様、御手判可被下置候

右榊原式部大輔領分高田穣多町穣多誰娘ニ而御座候、先達而御当地江罷出居候処、鳥居甲斐守様より御引渡相成、此度右在所江差戻申候、若此女ニ付以来出入之儀出来仕候ハ、私罷出申披可仕候、為後日証文差上申候、仍如件

すなわち、「通例御引渡女在所江御差戻之節之振合ニ准し」と、本国へ送還される百姓・町人の女性が幕府から引渡される時に準じた書式と手続きで申請を行うものであった。その後の顛末は史料の欠損のため不明であるが、「平人と差別」ない書式と手続きで手形が交付され、関所通行にあたっては、「しよの」か娘を迎えに出府した父親の八十左衛門から「直ニ御関所江差出」されたものと考えられる。またこの件に関わる費用は、すべて藩費から支出された。

この一件に対し、高田藩は自領民の1人として「しよの」の送還に対応した。また女手形の手続きも「平人」と同様のものであった。すなわち女手形の交付は身分に関係なく認められるもので、関所の通行も同様であった。申請者の属する身分を保証できる立場の者が交付を申請すれば、認可されたのであり、たとえ被差別民であっても旅行や移動は保証されていた。

またこの一件と前後して、金沢藩領の越中国射水郡放生津町（現富山県新湊市）出身の「非人」の女性が人返しの法によって、「しよの」と同様に江戸から送還されることになり、高田藩に市振関所の女手形が申請されている<sup>31)</sup>。人返しの法の効果については疑問視されているが、この法の発令によって、幕府留守居は同様の案件を少なからず処理することになったものと考えられよう。

## 5 おわりに

以上、関川関所の女手形発行の実務と通関の実態、及び女手形に記載された概念の解釈をめぐる一件と、身分差別に関わる一件について検討してきた。その結果、本稿では、女手形が近世社会において多様な展開をみせた通過儀礼を規範化させる装置の一つとして機能したことを論じるとともに、関所手形の発行と通関が、身分の違いを越えて保証されていたことを明らかにした。

## 註

- 1) 丸山雍成『日本近世交通史の研究』（吉川弘文館，1989年），小暮紀久子「近世における女性の関所通行について」（近世女性史研究会編『論集近世女性史』，吉川弘文館，1986年），『名香山村史』（名香山村史編纂委員会編，妙高高原町，1956年），畑山浩樹朗「近世北国街道における関川関所」（上越教育大学1997年度卒業論文，未発表）等。
- 2) 丸山雍成『日本近世交通史の研究』（前出）。
- 3) 丸山雍成『日本近世交通史の研究』（前出），『名香山村史』（前出）。
- 4) 「御関所御別記」一。
- 5) 「御関所御別記」二之巻。
- 6) 「諸国御関所覚留」。
- 7) 「越後国関川鉢崎御関所御定書并諸品通方申上書」（上越市史編さん委員会編『上越市史』別編6，藩政資料2，2000年）。
- 8) 中村辛一編『高田藩制史研究』資料編第1巻（風間書房，1970年）。
- 9) 『高田藩制史研究』資料編第5巻。
- 10) 『高田藩制史研究』資料編第5巻。
- 11) たとえば，榊原家の三家老の1人であった原田家の『台所日記』文政7年6月条。
- 12) 十辺舎一九『越後紀行集』第1巻（郷土出版社，1996年）。
- 13) 「関川御関所御手形寄帳」。
- 14) 「御手判覚書」。
- 15) 元禄14年に，「髪<sup>ニ</sup>の長短<sup>ニ</sup>よらず不残揃切候ハ、髪切也、煩ぬけ髪はへそろハす、少切候様相見へ、又ハ中はさみ、出来物の上などはさみ候ハ、髪切ニ而之無候間、向後不及改之」と規定が改変された（「御手判覚書」（同上））。
- 16) 「御関所御別記」一。
- 17) 「御関所御別記」二之巻。
- 18) 「御手判覚書」。
- 19) 「御関所御別惣目録全」。
- 20) 「御関所御別記」二之巻。
- 21) 以下の記述は，「御関所御別記」二之巻によっている。
- 22) 拙著『北方史と近世社会』（清文堂出版，1999年）。
- 23) 朝倉治彦編『守貞漫稿』（東京堂出版，1973年）。
- 24) 古川古松軒「東遊雑記」（『日本庶民生活資料集成』第3巻，三一書房，1969年）。
- 25) 鈴木牧之「秋山紀行」（『日本庶民生活資料集成』第3巻，前出）。
- 26) 拙著『北方史と近世社会』（前出）。
- 27) 「御手判覚書」，他。
- 28) 以下の記述は，「御関所御別記」七によっている。但し，この資料は綴じ直しがされており，その際に一部乱丁と欠損が生じた。本稿では，現存する部分に限って，乱丁を正して利用した。
- 29) 西村町に関する記述は，木下浩『辺縁の未解放部落史研究』（柏書房，1986年），岩片和義

「越後府内・高田城下における社会相と被差別民」(上越教育大学1997年度修士論文)によっ  
ている。

- 30) 「越後国関川鉢崎御関所御定書并諸品通方申上書」。
- 31) 「御関所御別記」六。

## Documents for Women in Early Modern Times and the Takada Han

— Focusing on the Sekikawa Regional Gateway —

Yuko ASAKURA\*

### Abstract

This study discusses : 1) how documents for women to pass through a regional gateway were issued and how women successfully made the passage, based on the documents for women issued by the Sekikawa Barrier, which only issued the documents in the Takada Han of the Echigo region in early modern times of Japan ; 2) how women in Edo times were conceptualized and how the concept of women was different from that seen in the culture and manners and customs of those times based on one case the document being issued ; and 3) what the problems were of issuing those documents for people who were socially discriminated against.

---

\* Division of Social Studies, Department of Humanities and Social Sciences